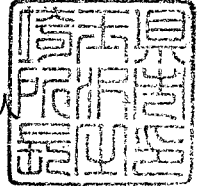




所都計第 38 号
令和3年5月28日

所沢市地域公共交通協議会 会長 様

所沢市長 藤本 正人



所沢市地域公共交通計画の策定について（諮問）

本市の公共交通について、鉄道網は市内に11の駅を有し、都心へのアクセスの良さなど、通勤・通学、日常生活の足として、非常に重要な役割を果たしております。

バス網は基幹となる民間バスが拠点の鉄道駅と郊外の住宅地を結び、鉄道網とともに市民にとって重要な交通機関となっている一方で、市が運営するコミュニティバスは民間バスとの路線の重複、ルートの大化による移動時間の長さや便数の少なさなどの課題が存在し、市民の移動ニーズの高まりに十分応えられていない状況です。

また、令和2年3月に策定しました都市計画マスタープランでは、市民生活に必要な各種サービスが効率的に利用できるコンパクトな街を目指しており、鉄道駅へのアクセスを重視した生活圏では地域の特性を踏まえた機能的な公共交通ネットワークの構築が不可欠となっております。

つきましては、本市における地域公共交通の持続可能なサービスの提供を確保し、人を中心にしたまちづくりを実現するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年5月25日法律第59号）第5条に規定にされている地域公共交通計画を策定することについて、所沢市地域公共交通協議会に諮問いたします。